



消費税のカラクリを知る

—弱者の犠牲のうえに強者が栄える歪んだ税制—

10月1日、安倍首相は消費税増税8%を表明した(2015年10月からは10%)。多くのメディアで景気対策としてのみ語られる消費税の、問題点を整理してみる。

まず、消費税とは、物／サービスなどの消費行動にかかる税金である(現在4%が国税、1%が地方税)。そして、納税義務者は事業者である。私たち消費者が支払った消費税は、事業者が税務署に納める。

▼問題①:逆進性

税の負担能力を考慮しないため、低所得者により大きな負担を強いること。低所得者ほど消費に回さなくてはならないお金の比率が高いからだ。対策として「軽減税率」導入が検討されたが見送られている。何を軽減税率とすべきかは単純な議論ではなく、そもそも富裕層まで恩恵を受けるのでは逆進性のは正にはならないだろう。

▼問題②:価格への転嫁、実際は…

消費税は、納税義務者である事業者が、価格

へ転嫁する(仕入れにかかった消費税を商品・サービスの価格に上乗せして回収する)ことを予定している。が、中小企業はこの転嫁が非常に難しく「自腹を切る」ことが常態化している。例えば下請会社が、消費税をのせて発注者に請求できるだろうか。価格の決定権は、常に取引上の強者が握る。税の転嫁ができるかどうかは力関係で決まってしまうのだ。

▼問題③:仕入税額控除と悪名高い「輸出戻し税」

消費税は、商品・サービスの売上から必要な経費を差し引いて納める(仕入税額控除)。つまり、消費税額=(課税売上-課税仕入)×税率。この控除手続きには膨大な事務負担を要し、専門要員を置くことのない中小企業には困難となっている。

反対に、大企業とくに巨大輸出企業(多国籍企業)は、莫大な利益を得るから酷い話だ。海外の消費者から税を取れないため、輸出売上については消費税免除=ゼロ税率。これはよいとして、その上、仕入れにかかった消費税

分を国が還付する制度(輸出戻し税)がある。輸出企業は消費税を納めるわけではないから、下請をたたけば差額がまるっと懐に入る。トヨタの 2005 年分の輸出戻し税は 2665 億円。同社の国内売上にかかる消費税額が 374 億円なので、トヨタは消費税を 1 円も払わず、差引 2291 億円還付を受けている(湖東京至氏による試算)。

さらに、消費税額から差し引かれる課税仕入には、給与は該当せず、外注費は該当する。正社員を切って派遣、請負に替えれば税負担が減る。近年の非正規雇用増加と消費税は無関係ではない。

以上見てきたが、実は、消費税は国税滞納額ワーストワンだ(2012 年 3 月までの 1 年間

で滞納となった税額のうち、消費税は 50% 超)。滞納事業者は赤字ギリギリの中小企業。異様な滞納状況は、制度としての欠陥を物語っている。同時に、消費増税で税収を増やすと言うには無理がある。

国民本位の税制とは、日本国憲法の考える応能負担型であろう。所得税の最高税率を引き上げ、累進課税の税率刻みを細かくし、法人税における大企業超優遇税制も改めるべきだ。およそ税金は、主権者たる私たちが政府に委託した、社会保障のための特定財源であることを、主権者としてしっかり認識しなければならない。

(A.T.)

* 斎藤貴男『消費税のカラクリ』講談社現代新書、ほか浦野広明氏、湖東京至氏らの雑誌論文を参照しました。

連載「3.11 とわたし」

行ってみてわかったこと

2012年8月19・20日、友人たちと宮城県名取市・石巻市を訪れた。メンバーの一人の実家が名取市閑上(ゆりあげ)地区の海辺にあり、一人でも多くの人に見に来てほしい、という申し出に甘えたのだ。

避難所になっていた名取市立閑上小学校の体育館には、衣類や靴、ランドセル、近所の寺から流れ着いた位牌や卒塔婆、そして、膨大な数のアルバム・写真が置かれていた。足を踏み入れ、数歩進んだとき、巨大な波のようなものが押し寄せてくるように感じ、息苦しさを感じた。非科学的

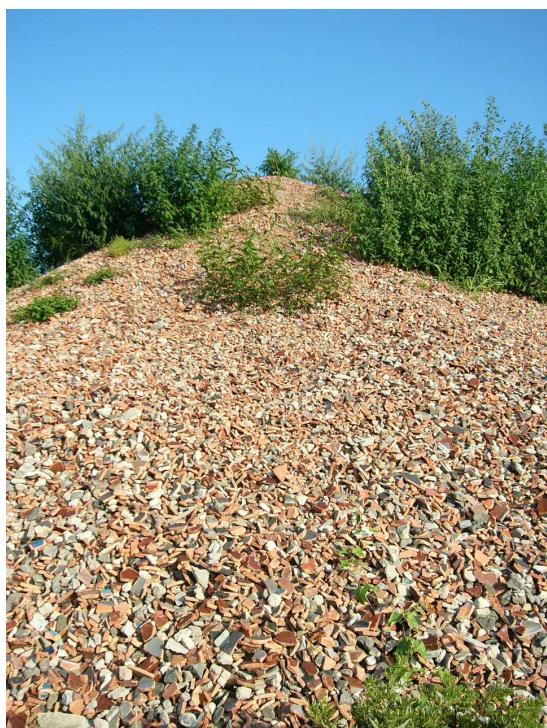


▲無傷に見える寺も、よく見ると太い柱に貫かれている
だが、その見えない波に押しつぶされそうになり、いったん校庭に出て、身体に気合いを入れ直

さなければならなかった。

チリ大津波では被害がなかった閑上地区に、2001年、国体のためのヨットハーバーが建設された。防波堤になっていた土地を削ったところから津波の横波が押し寄せ、知人の祖父母は流された。名取市は、彼の実家のあったあたりを建築禁止区域と定め、盛り土や防波堤の建設を予定していた。が、ヨットハーバーの前例もあり、4mの盛り土で何ができる、と住民たちはあきれているという。また、計画の進行がはっきりしないため、家を建て直すことも、立ち去ることもできないね、と彼は生き残った母親と苦笑しているそうだ。家の土台と、塩害のため茂ることができない雑草、コンクリートや割れた瓦の山で荒れた土地は、防風林がなくなったことによる強風で木も育たない状態だった。

翌日は石巻市内と東松島市の高砂長寿味噌本舗を訪れ、高砂光延社長・裕子取締役ご夫妻



▲砕けた屋根瓦の山が随所に見られた

にお話をうかがった。

震災後しばらくの間、「わけがわからなくて苦しい、具合いが悪かった」とのこと。震災から1年が経ち、気が抜けたのか、30、40歳代が病気や自殺でバタバタ亡くなつたそうだ。また、震災直後の治安は悪くなつたように言われているが、遠方から来たらしい人による盗難もずいぶんあり、殺人事件も起きた。遺体から金目の物を盗む姿も見たという。

同社は、仙台市内にあった本社が壊滅状態になつたため、東松島の工場に本社機能を移転。震災後3カ月目に味噌・しょうゆ作りを再開、2012年8月まで月1回炊き出しを行い、道を挟んだ仮設住宅の住民が外に出るきっかけ作りをしていた。また、それら住民を雇用したり、支援を受けづらくなっている障害者施設に仕事を発注したりと、行政に代わり、地域のために尽力しているという。お忙しい中伺ったのに逆にもてなされ、お土産まで持たされ、なんとも申し訳ない思いであった。

1泊2日なのに、とても長い間旅をしたような気分で帰京、翌日、通勤電車からの風景を見てきた風景があまりに違いすぎ、強い違和感を感じた。あれから1年以上が経つた今、もう一度、現地を訪れ、社長ご夫妻にその後のことをうかがいたいと改めて思う。

(M.Y.)

◎ 高砂長寿味噌本舗のURL
<http://www.takasagomiso.jp/>

※ 高砂長寿店主の日記に、復興に向けての同社の活動が紹介されています。

□HuRPの本棚□

法律時報増刊「憲法改正論」を論ずる

はじめに

憲法「改正」にどう向き合うのか——序論的考察……森 英樹

第1部 「憲法改正論」と向き合う視座

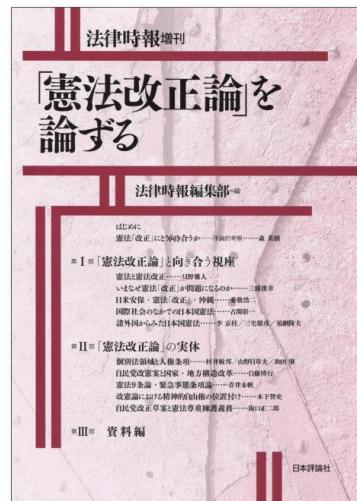
- 1 憲法と憲法改正……只野雅人
- 2 いまなぜ憲法「改正」が問題になるのか……三浦俊章
- 3 日米安保・憲法「改正」・沖縄……愛敬浩二
- 4 國際社会のなかでの日本国憲法……古関彰一
- 5 諸外国からみた日本国憲法
 - (1) アジアへの仲間入りの憲法
——韓国からみた日本国憲法……李 京柱
 - (2) 憲法改正と実質憲法の意義
——ドイツ憲法学から見た改憲問題の一断面……三宅雄彦
 - (3) 多元的憲法秩序における憲法改正
——EUと日本国憲法改正……須綱隆夫

第2部 「憲法改正論」の実態

- 1 個別法領域と人権条項
 - (1) 刑事法的観点から見た改憲の動き……村井敏邦
 - (2) 人権理念……山野目章夫
 - (3) アベノミクスと労働法改革……和田 肇
- 2 自民党政憲案と国家・地方構造改革……白藤博行
- 3 憲法9条論・緊急事態条項論……青井未帆
- 4 改憲論における精神的自由権の位置付け……木下智史
- 5 自民党政憲案と憲法尊重擁護義務……阪口正二郎

第3部 資料編 解題・資料

憲法 — constitution —とは、そもそも「構造」を意味する。国家の基本的条件を定めた根本法であり、それは国家権力を拘束する規範である。本書は各法分野から「憲法改正論」への視座を展開している。たとえば、憲法 99 条に照らせば、天皇ほか国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員には憲法尊重擁護義務が課せられており、この点で自民党政憲案を掲げ改憲を声高に叫ぶ「首相発言は違憲の嫌疑さえある」(森)こと、「人権を保障するためにこそ国家(政治的統合体)が存在する」ことに気づくならば、「つねに憲法の与える権利保障と権力分立の規律」を参照し「可視的に提示される人権理念を常に意識して法(民法など民事の法規範)の解釈運用に努める」べき(山野目)だとする見解など、安倍政権が押し進めようとするお粗末な憲法改正論を理論的に批判している。資料編では自民党政憲案とその Q&A、各党の公約、団体関係の資料(『96 条の会』呼びかけ文)ほかなどを掲載。HuRP の企画で憲法の前文を読み返し「自分語訳」したことも導入となり、興味のある論考から読み進めた。現行の憲法をどう活かしていくべきか、国家という権力にどう立ち向かうかを考えるために、よい指針となる本に出会った。(M.A.)



法律時報増刊
「憲法改正論」を論ずる

法律時報編集部 編
判型:B5 判 284 ページ
定価:税込み 2,900 円

【編集後記】▼10 月中旬、雨に降られながらも 3.11 被災地（仙台市宮城野区）に再訪しました。どのような形になるかは模索中ですが、参加者のいろいろな思いとともに報告を予定しています。（望）